

使用料規程改定案 新旧対照表

変更の理由		使用料規程改定案 令和5年4月1日施行予定		使用料規程 令和3年4月1日施行		備考																																																		
項目番号	見出し	記載場所	表示内容	見出し	記載場所	表示内容																																																		
			・国内管理著作物の電子化利用の使用料を追加するため ・転載許諾に放送事業者向けの使用料を追加するため ・JAC-DCLの業種区分別に掲げる従業員一人当たり年間使用料単価にリーガルサービス(法曹関連)を追加するため			令和四年(2022)年9月6日 一般社団法人 学術著作権協会																																																		
1	文献提供許諾契約の使用料	第7条第1項1号	(1) 複写複製等委託者に対して管理著作物の紙等媒体の複写複製物を頒布し又はファクシミリ送信する場合管理著作物の種類及び複製等委託者における複写複製の目的に応じて、複製1頁あたりそれぞれ第4条に掲げる基本複写複製使用料の額	文献提供許諾契約の使用料	第7条第1項1号	(1) 複写複製等委託者に対して管理著作物の紙等媒体の複写複製物を頒布し又はファクシミリ送信する場合管理著作物の種類及び複製等委託者における複写複製の目的に応じて、複製1頁あたりそれぞれ第4条に掲げる基本複写複製使用料の額																																																		
2	国内管理著作物の電子化利用に係る使用料	第9条	国内管理著作物を電磁的記録媒体に複写複製し、当該複製物を次の各号に掲げる方法で利用する場合の使用料は、当該各号に掲げる額とする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。 (1) 当該複製物を、利用者の顧客、依頼者又は潜在的な顧客等の不特定の者(以下「顧客等」という。)に対して利用者が有するタブレットやコンピューター等を用いて上映(スライド・動画等による提示を含む。)する場合の使用料は、顧客等の数に1論文当たり500円を乗じて得た額とする。 (2) 当該複製物を、顧客等に対して電子メール、チャットツールその他メッセージングアプリに添付する等して公衆送信をする場合の使用料は、顧客等の数に1論文当たり500円を乗じて得た額とする。 (3) 当該複製物を、内部利用目的により使用する場合の使用料は、以下に定める基本使用料と閲覧使用料を合算して得た額とする。 基本使用料 1論文1年間当たり1,800円 閲覧使用料 1論文1アクセス当たり500円 (4) 当該複製物を、ウェブサイトに掲載して公衆送信する場合の使用料は、視聴者を一定範囲に限定しているか否かに応じて、以下の通りとする。 視聴者の限定あり 1論文1年間当たり200,000円 視聴者の限定なし 1論文1年間当たり300,000円 2回用者は、当協会との間で全量報告方式による包括的利用許諾契約を締結することができる。	-	-	-																																																		
3	資料等を頒布して利用する場合の転載複製に係る使用料	第10条	国内管理著作物を転載複製して頒布する場合の使用料は、国内管理著作物の利用部数に応じて、管理著作物の1転載(管理著作物に含まれる図1点、表1点又は1000文字以内の利用をいう。以下、本章において同じ)当たり下表の通りとする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。 表 資料等を頒布して利用する場合の転載利用に係る使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用部数</th> <th>使用料(1転載当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5,000部</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>5,001～10,000部</td> <td>85,000円</td> </tr> <tr> <td>10,001部以上</td> <td>85,000円から5,000部毎に25,000円ずつ増加</td> </tr> </tbody> </table>	利用部数	使用料(1転載当たり)	1～5,000部	60,000円	5,001～10,000部	85,000円	10,001部以上	85,000円から5,000部毎に25,000円ずつ増加	資料等を頒布して利用する場合の転載複製に係る使用料	第9条	国内管理著作物を転載複製して頒布する場合の使用料は、国内管理著作物の利用部数に応じて、管理著作物の1転載(管理著作物に含まれる図1点、表1点又は1000文字以内の利用をいう。以下、本章において同じ)あたり下表の通りとする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。 表 資料等を頒布して利用する場合の転載利用に係る使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用部数</th> <th>使用料(1転載あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～5,000部</td> <td>60,000円</td> </tr> <tr> <td>5,001～10,000部</td> <td>85,000円</td> </tr> <tr> <td>10,001部以上</td> <td>85,000円から5,000部毎に25,000円ずつ増加</td> </tr> </tbody> </table>	利用部数	使用料(1転載あたり)	1～5,000部	60,000円	5,001～10,000部	85,000円	10,001部以上	85,000円から5,000部毎に25,000円ずつ増加																																		
利用部数	使用料(1転載当たり)																																																							
1～5,000部	60,000円																																																							
5,001～10,000部	85,000円																																																							
10,001部以上	85,000円から5,000部毎に25,000円ずつ増加																																																							
利用部数	使用料(1転載あたり)																																																							
1～5,000部	60,000円																																																							
5,001～10,000部	85,000円																																																							
10,001部以上	85,000円から5,000部毎に25,000円ずつ増加																																																							
4	資料等を転載複製して上映・公衆送信する場合の使用料	第11条	国内管理著作物を転載複製して資料等を上映又は送信する場合の使用料は、国内管理著作物の利用方法、利用期間、視聴者を一定範囲に限定しているか否かに応じて、管理著作物の1転載当たり下表の通りとする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。 表 資料等を転載複製して上映・公衆送信する場合の使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用方法</th> <th>利用期間</th> <th>視聴者の限定の有無</th> <th>使用料(1転載当たり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スライド・動画等による上映</td> <td>1年間</td> <td rowspan="2">/</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>期限なし</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ウェブサイトにおける公衆送信</td> <td rowspan="2">1年間</td> <td>あり</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">期限なし</td> <td>あり</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>900,000円</td> </tr> <tr> <td>アプリの配信</td> <td>期限なし</td> <td>/</td> <td>500,000円</td> </tr> </tbody> </table> 2 国内管理著作物を転載複製して資料等を放送する場合の使用料は、放送の回数に管理著作物の1転載当たり30,000円を乗じた額とする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。 3 前項の使用料については、放送される地域の受信世帯数に応じて別途定める放送局別取扱細則に基づき減額することができる。	利用方法	利用期間	視聴者の限定の有無	使用料(1転載当たり)	スライド・動画等による上映	1年間	/	95,000円	期限なし	120,000円	ウェブサイトにおける公衆送信	1年間	あり	200,000円	なし	300,000円	期限なし	あり	600,000円	なし	900,000円	アプリの配信	期限なし	/	500,000円	資料等を上映・公衆送信して利用する場合の転載複製に係る使用料	第10条	国内管理著作物を転載複製して資料等を上映又は送信する場合の使用料は、国内管理著作物の利用方法、利用期間、視聴者を一定範囲に限定しているか否かに応じて、管理著作物の1転載あたり下表の通りとする。ただし、非一任型管理著作物の使用料は、管理委託者が決定した額とする。 表 資料等を上映・公衆送信して利用する場合の転載複製に係る使用料 <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用方法</th> <th>利用期間</th> <th>視聴者の限定の有無</th> <th>使用料(1転載あたり)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">スライド・動画等による上映</td> <td>1年間</td> <td rowspan="2">/</td> <td>95,000円</td> </tr> <tr> <td>期限なし</td> <td>120,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">ウェブサイトにおける公衆送信</td> <td rowspan="2">1年間</td> <td>あり</td> <td>200,000円</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>300,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">期限なし</td> <td>あり</td> <td>600,000円</td> </tr> <tr> <td>なし</td> <td>900,000円</td> </tr> <tr> <td>アプリの配信</td> <td>期限なし</td> <td>/</td> <td>500,000円</td> </tr> </tbody> </table>	利用方法	利用期間	視聴者の限定の有無	使用料(1転載あたり)	スライド・動画等による上映	1年間	/	95,000円	期限なし	120,000円	ウェブサイトにおける公衆送信	1年間	あり	200,000円	なし	300,000円	期限なし	あり	600,000円	なし	900,000円	アプリの配信	期限なし	/	500,000円
利用方法	利用期間	視聴者の限定の有無	使用料(1転載当たり)																																																					
スライド・動画等による上映	1年間	/	95,000円																																																					
	期限なし		120,000円																																																					
ウェブサイトにおける公衆送信	1年間	あり	200,000円																																																					
		なし	300,000円																																																					
	期限なし	あり	600,000円																																																					
		なし	900,000円																																																					
アプリの配信	期限なし	/	500,000円																																																					
利用方法	利用期間	視聴者の限定の有無	使用料(1転載あたり)																																																					
スライド・動画等による上映	1年間	/	95,000円																																																					
	期限なし		120,000円																																																					
ウェブサイトにおける公衆送信	1年間	あり	200,000円																																																					
		なし	300,000円																																																					
	期限なし	あり	600,000円																																																					
		なし	900,000円																																																					
アプリの配信	期限なし	/	500,000円																																																					
5	営利を目的とせず対価を得ない場合の使用料	第12条	前2条における使用料については、営利を目的としない法人又は個人が資料等の譲受人又は視聴者から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。)を受けない場合には半額とする。	営利を目的とせず対価を得ない場合の使用料	第11条	前2条における使用料については、営利を目的としない法人又は個人が資料等の譲受人又は視聴者から料金(いずれの名義をもつてするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。)を受けない場合には半額とする。																																																		
6	協議により定める使用料	第13条	本規程の第2章、第3章又は第4章の規定を適用することができない利用方法により管理著作物を利用する場合は、著作物利用の目的、態様その他の事情に応じて利用者と協議の上、その使用料の額を定めることができる。	協議により定める使用料	第12条	本規程の第2章、第3章又は第4章の規定を適用することができない利用方法により管理著作物を利用する場合は、著作物利用の目的、態様その他の事情に応じて利用者と協議の上、その使用料の額を定めることができる。																																																		
7	附則	-	この規程は、2019年4月1日から実施する。 2021年8月1日改定 2023年4月1日改定	附則	-	この規程は、2019年4月1日から実施する。 2021年8月1日改定																																																		

・表記を統一した。
旧 あたり
新 当たり

第9条の新設
・国内管理著作物の電子化利用の使用料について定めた。1号はタブレット等による上映利用、2号は電子ファイルの送信利用、3号は社内サーバ等におけるライブ配信利用、4号はウェブサイトでの利用を想定している。

・新9条の追加に伴い、条文番号を繰り下げた。
・表記を統一した。
旧 あたり
新 当たり

・本条への放送利用に係る使用料の追加に伴い、複製権及び公衆送信権に係る使用料が併記されるため、条文見出し及び表名を修正した。
・新9条の追加に伴い、条文番号を繰り下げた。
・表記を統一した。
旧 あたり
新 当たり

第2項及び第3項の新設
・放送事業者による転載利用の使用料を新たに設定した。放送事業者の規模に応じた減額措置を適用する。

・新9条の追加に伴い、条文番号を繰り下げた。

・新9条の追加に伴い、条文番号を繰り下げた。

使用料規程改定案 新旧対照表

変更の理由		使用料規程改定案 令和5年4月1日施行予定			使用料規程 令和3年4月1日施行			備考																																																																																								
項目 番号	見出し	記載場所	表示内容		見出し	記載場所	表示内容																																																																																									
8	別表	-	別表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>業種区分</th> <th>従業員等一人当たり年間 使用料単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1.</td> <td>消費者サービス 卸売、小売業</td> <td rowspan="5">450円</td> </tr> <tr> <td>衣服、繊維、アパレル等</td> </tr> <tr> <td>運送サービス、運送設備</td> </tr> <tr> <td>金属製品を含む金属</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="11">2.</td> <td>ビジネスサービス 一般金融（銀行、保険、不動産、及びこれらの持株会社を含む） 会員機関</td> <td rowspan="11">1,000円</td> </tr> <tr> <td>建設</td> </tr> <tr> <td>電機、電子機器</td> </tr> <tr> <td>電気、ガス会社</td> </tr> <tr> <td>航法、誘導装置</td> </tr> <tr> <td>機械</td> </tr> <tr> <td>農業、食物、たばこ</td> </tr> <tr> <td>木材、紙、その他関連製品</td> </tr> <tr> <td>石材、粘土、ガラス</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3.</td> <td>航空機、航空宇宙 電子部品</td> <td rowspan="4">1,300円</td> </tr> <tr> <td>科学機器</td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ、通信機器</td> </tr> <tr> <td>診療所、総合病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">4.</td> <td>コンピューター、ソフトウェア、システム設計 証券、商品仲介業者 化学製品</td> <td rowspan="5">1,900円</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> </tr> <tr> <td>出版</td> </tr> <tr> <td>遠隔通信サービス</td> </tr> <tr> <td>コンサルティング、（非科学的）研究</td> </tr> <tr> <td>5.</td> <td>科学研究 製薬、ヘルスケア</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td>6.</td> <td>リーガルサービス</td> <td>20,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最低使用料</td> <td>本表で算出した年間 使用料額が200,000円を下回る場合 は、200,000円とする。ただし、利用 者が営利を目的としない法人の場合は、100,000円とする。</td> </tr> </tbody> </table>	階層	業種区分	従業員等一人当たり年間 使用料単価	1.	消費者サービス 卸売、小売業	450円	衣服、繊維、アパレル等	運送サービス、運送設備	金属製品を含む金属		2.	ビジネスサービス 一般金融（銀行、保険、不動産、及びこれらの持株会社を含む） 会員機関	1,000円	建設	電機、電子機器	電気、ガス会社	航法、誘導装置	機械	農業、食物、たばこ	木材、紙、その他関連製品	石材、粘土、ガラス	ゴム製品		3.	航空機、航空宇宙 電子部品	1,300円	科学機器	ラジオ、テレビ、通信機器	診療所、総合病院	4.	コンピューター、ソフトウェア、システム設計 証券、商品仲介業者 化学製品	1,900円	燃料	出版	遠隔通信サービス	コンサルティング、（非科学的）研究	5.	科学研究 製薬、ヘルスケア	4,200円	6.	リーガルサービス	20,000円		最低使用料	本表で算出した年間 使用料額が200,000円を下回る場合 は、200,000円とする。ただし、利用 者が営利を目的としない法人の場合は、100,000円とする。	別表	-	別表	<table border="1"> <thead> <tr> <th>階層</th> <th>業種区分</th> <th>従業員等一人当たり年間 使用料単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">1.</td> <td>消費者サービス 卸売、小売業</td> <td rowspan="5">450円</td> </tr> <tr> <td>衣服、繊維、アパレル等</td> </tr> <tr> <td>運送サービス、運送設備</td> </tr> <tr> <td>金属製品を含む金属</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="11">2.</td> <td>ビジネスサービス 一般金融（銀行、保険、不動産、及びこれらの持株会社を含む） 会員機関</td> <td rowspan="11">1,000円</td> </tr> <tr> <td>建設</td> </tr> <tr> <td>電機、電子機器</td> </tr> <tr> <td>電気、ガス会社</td> </tr> <tr> <td>航法、誘導装置</td> </tr> <tr> <td>機械</td> </tr> <tr> <td>農業、食物、たばこ</td> </tr> <tr> <td>木材、紙、その他関連製品</td> </tr> <tr> <td>石材、粘土、ガラス</td> </tr> <tr> <td>ゴム製品</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4">3.</td> <td>航空機、航空宇宙 電子部品</td> <td rowspan="4">1,300円</td> </tr> <tr> <td>科学機器</td> </tr> <tr> <td>ラジオ、テレビ、通信機器</td> </tr> <tr> <td>診療所、総合病院</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">4.</td> <td>コンピューター、ソフトウェア、システム設計 証券、商品仲介業者 化学製品</td> <td rowspan="5">1,900円</td> </tr> <tr> <td>燃料</td> </tr> <tr> <td>出版</td> </tr> <tr> <td>遠隔通信サービス</td> </tr> <tr> <td>コンサルティング、（非科学的）研究</td> </tr> <tr> <td>5.</td> <td>科学研究 製薬、ヘルスケア</td> <td>4,200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>最低使用料</td> <td>本表で算出した年間 使用料額が200,000円を下回る場合 は、200,000円とする。ただし、利用 者が営利を目的としない法人の場合は、100,000円とする。</td> </tr> </tbody> </table>	階層	業種区分	従業員等一人当たり年間 使用料単価	1.	消費者サービス 卸売、小売業	450円	衣服、繊維、アパレル等	運送サービス、運送設備	金属製品を含む金属		2.	ビジネスサービス 一般金融（銀行、保険、不動産、及びこれらの持株会社を含む） 会員機関	1,000円	建設	電機、電子機器	電気、ガス会社	航法、誘導装置	機械	農業、食物、たばこ	木材、紙、その他関連製品	石材、粘土、ガラス	ゴム製品		3.	航空機、航空宇宙 電子部品	1,300円	科学機器	ラジオ、テレビ、通信機器	診療所、総合病院	4.	コンピューター、ソフトウェア、システム設計 証券、商品仲介業者 化学製品	1,900円	燃料	出版	遠隔通信サービス	コンサルティング、（非科学的）研究	5.	科学研究 製薬、ヘルスケア	4,200円		最低使用料	本表で算出した年間 使用料額が200,000円を下回る場合 は、200,000円とする。ただし、利用 者が営利を目的としない法人の場合は、100,000円とする。	・JAC-DCLの業種区分別に掲げる従業員一人当たり年間使用料単価に「リーガルサービス」を追加した。
階層	業種区分	従業員等一人当たり年間 使用料単価																																																																																														
1.	消費者サービス 卸売、小売業	450円																																																																																														
	衣服、繊維、アパレル等																																																																																															
	運送サービス、運送設備																																																																																															
	金属製品を含む金属																																																																																															
2.	ビジネスサービス 一般金融（銀行、保険、不動産、及びこれらの持株会社を含む） 会員機関	1,000円																																																																																														
	建設																																																																																															
	電機、電子機器																																																																																															
	電気、ガス会社																																																																																															
	航法、誘導装置																																																																																															
	機械																																																																																															
	農業、食物、たばこ																																																																																															
	木材、紙、その他関連製品																																																																																															
	石材、粘土、ガラス																																																																																															
	ゴム製品																																																																																															
3.	航空機、航空宇宙 電子部品	1,300円																																																																																														
	科学機器																																																																																															
	ラジオ、テレビ、通信機器																																																																																															
	診療所、総合病院																																																																																															
4.	コンピューター、ソフトウェア、システム設計 証券、商品仲介業者 化学製品	1,900円																																																																																														
	燃料																																																																																															
	出版																																																																																															
	遠隔通信サービス																																																																																															
	コンサルティング、（非科学的）研究																																																																																															
5.	科学研究 製薬、ヘルスケア	4,200円																																																																																														
6.	リーガルサービス	20,000円																																																																																														
	最低使用料	本表で算出した年間 使用料額が200,000円を下回る場合 は、200,000円とする。ただし、利用 者が営利を目的としない法人の場合は、100,000円とする。																																																																																														
階層	業種区分	従業員等一人当たり年間 使用料単価																																																																																														
1.	消費者サービス 卸売、小売業	450円																																																																																														
	衣服、繊維、アパレル等																																																																																															
	運送サービス、運送設備																																																																																															
	金属製品を含む金属																																																																																															
2.	ビジネスサービス 一般金融（銀行、保険、不動産、及びこれらの持株会社を含む） 会員機関	1,000円																																																																																														
	建設																																																																																															
	電機、電子機器																																																																																															
	電気、ガス会社																																																																																															
	航法、誘導装置																																																																																															
	機械																																																																																															
	農業、食物、たばこ																																																																																															
	木材、紙、その他関連製品																																																																																															
	石材、粘土、ガラス																																																																																															
	ゴム製品																																																																																															
3.	航空機、航空宇宙 電子部品	1,300円																																																																																														
	科学機器																																																																																															
	ラジオ、テレビ、通信機器																																																																																															
	診療所、総合病院																																																																																															
4.	コンピューター、ソフトウェア、システム設計 証券、商品仲介業者 化学製品	1,900円																																																																																														
	燃料																																																																																															
	出版																																																																																															
	遠隔通信サービス																																																																																															
	コンサルティング、（非科学的）研究																																																																																															
5.	科学研究 製薬、ヘルスケア	4,200円																																																																																														
	最低使用料	本表で算出した年間 使用料額が200,000円を下回る場合 は、200,000円とする。ただし、利用 者が営利を目的としない法人の場合は、100,000円とする。																																																																																														